

国から県に権限が移譲されました



コバトン

地方分権による国から都道府県への権限移譲*により、平成28年4月から、これまで国の機関が行っていた許認可など次の事務・権限が埼玉県に移譲されました。

(これに伴い、許認可などの申請窓口も変更になりました。ただし、従来から申請窓口が県となっているため変更がないものなど例外もあります。)

平成28年4月から移譲された事務・権限

事務・権限	法律名	国の担当機関	県の担当課 (問合せ先)
小規模共聴施設の届出等 (難視聴や受信障害の対策、集合住宅で各戸に放送電波を分配するための施設のうち500端子以下の小規模施設の届出等)	放送法	総務省 関東総合通信局	情報システム課 (048-830-2269)
販売する食品等への誇大表示の禁止に係る勧告・命令 (食品の広告や表示で、うそや誤認を招くものに対する改善の勧告・命令)	健康増進法	厚生労働省 関東信越厚生局	健康長寿課 (048-830-3578)
保育士養成施設の指定・監督 (保育士を養成する大学や専門学校の指定・監督)	児童福祉法	厚生労働省 関東信越厚生局	少子政策課 (048-830-3330)
麻薬小売業者間の麻薬の譲渡に係る許可 (薬局間で医療用麻薬を譲渡する許可)	麻薬及び 向精神薬取締法	厚生労働省 関東信越厚生局	薬務課 (048-830-3633)
農産物検査を実施する登録検査機関の登録・監督 (米や麦等の等級や成分等を検査する機関の登録・監督)	農産物検査法	農林水産省 関東農政局	生産振興課 (048-830-4145)
農地転用許可権限(4ha超) (農地(4ha超)を農地以外に転用する場合の許可 ※許可をしようとする場合、農水大臣に対する協議が必要)	農地法	農林水産省 関東農政局	農業政策課 (048-830-4025)
特定新規中小企業者に投資が行われたことの確認 (エンジェル税制(ベンチャー企業に個人投資家が投資した際に適用される税制優遇制度)における投資の確認)	中小企業新事業活動促進法	経済産業省 関東経済産業局	産業支援課 (048-830-3908)
自家用有償旅客運送の登録・監査等 (過疎地等で地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車で有償運送する際の登録・監査)	道路運送法	国土交通省 関東運輸局	交通政策課 (048-830-2232)

※ 第5次地方分権一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、平成27年6月26日公布)によるもの(一部は第4次地方分権一括法、平成26年6月4日公布)

問い合わせ先

▶ 全般に関すること

埼玉県企画総務課地方分権担当 048-830-2124

▶ 個別事務に関すること(窓口変更等)

上記の県の各担当課へお問い合わせください。

Facebookでも
地方分権に関する情報
を発信しています!



さいたまっち

以下は、
平成29年4月に移譲又は移譲時期未定の事務・権限です。

平成29年4月から移譲される事務・権限

事務・権限	法律名	国の担当機関	県の担当課 (問合せ先)
特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令等 〔ブルドーザなど公道を走行しない特殊な構造の自動車 が排出ガス規制に不適合の場合の技術基準適合命令等〕	特定特殊自動車 排出ガス規制法	関東地方環境事務所 関東農政局 関東経済産業局 関東地方整備局 関東運輸局	大気環境課 (048-830-3064)

移譲時期が未確定の事務・権限

次の事務・権限は、移譲時期がまだ決まっていません。(施行期日を定める政令が未制定のため)

事務・権限	法律名	国の担当機関	県の担当課 (問合せ先)
事業承継の支援措置に係る認定等 〔中小企業の後継者が事業承継に際し、税制上の特例 制度の適用を受けるための認定等〕	中小企業経営 承継円滑化法、 租税特別措置法	経済産業省 関東経済産業局	産業支援課 (048-830-3910)